

運営細則

1. (総 則)

本細則は、大分県サッカーリーグ規程第 22 条の 2 によって規定され、運営に関することの細部について定める。

2. (会 費)

2-1 事務局は、年度の決算予定書と次年度の予算案を作成し、総会で次年度予算を決定する。

2-2 各チームは参加費を事務局指定の払い込み方法に従い、当該年度の指定日までに納入する。

2-3 収入は、次の項目に分類される。

1) 参加費 2) 寄付金 3) その他

2-4 支出は、次の項目に分類される。

1) リーグ運営費 2) 会議・通信費 3) 順位決定戦開催費
4) 表彰費 5) 事務局経費

3. (加盟登録)

3-1 加盟チームは、社会人連盟に登録された団体または事務局が特別に認めた団体とし、継続加盟する場合は、リーグ参加加盟申し込み届（様式-1）を毎年事務局指定日までに提出すること。

3-2 新規加盟希望チームは、毎年 2 月末までに新規加盟申込書（様式-1）インターネット申請し、審査を受けた後、リーグ戦に参加できる。

3-3 加盟チームは、本リーグおよび社会人主催・主管行事を優先すること。

3-4 原則としてリーグ開催のためのホームグラウンドを確保できること。

3-5 代表連絡先は県内在住の社会人であること。また、年度途中の連絡先変更は、転勤で県外勤務となった場合、その職務を遂行できない状態が発生した場合のみ認める。それ以外は年度当初の連絡先へ連絡するため、転居した場合は郵便物配達先変更、電話番号変更などの手続きを速やかに行うこと。

3-6 加盟チームは、チームより 1 名のリーグ実施委員を登録すること。実施委員代表者が兼務してもよい。

3-7 原則として学生の代表者・実施委員は認めない。

3-8 ユニホームは正副 2 着を登録すること。また、本リーグにおいて、日本代表モデル及びレプリカのユニホーム着用を禁止する。

3-9 平成 9 年度より本リーグに加盟できるチーム構成人数を 16 名以上とする。（注・・・16 名未満でも日本サッカー協会加盟登録は可能）

- 3-10 加盟チームは、年度途中で脱会できない。次年度脱会する場合は、年度の1月末日までに、事務局代表へ書類(様式-3)を提出する義務を持つ。

4. (選手資格)

- 4-1 前項に規定された加盟チームの選手は、本リーグに登録できる。
- 4-2 本リーグへの選手登録は、日本協会への選手登録をもって行う。(日本協会登録手続きは、4月末までに所属支部協会を通じて行う。)
- 4-3 4-2以降の選手登録は及び移籍は、9月末までとする。(申請の方法等は、所属支部協会の指示に従うこと。)
- 4-4 登録選手数に制限はしない。ただし、外国籍選手の登録数は5名迄とし、試合に参加できる選手は、交代を含め3名までとする。(ただし準加盟チームは除く)準加盟登録チームは県リーグ規則に従い県リーグの昇格を2部までとする。
- 4-5 選手移籍については、日本サッカー協会規定による。県リーグの選手移籍に関しては、日本協会より選手証が届いてから、選手の移籍を認める。
- 4-6 外国籍選手を登録する際は、国際サッカー連盟の規定に従い、日本サッカー協会の承認を得ること。
- 4-8 アマチュア以外の選手は、リーグ加盟申込書の職業欄に『プロ』と記入すること。
- 4-9 登録選手の年齢は、16歳以上とする(高校・大学連盟登録選手は不可)。但し、高校生で1種登録を希望する選手の登録人数に関する制限はないが、試合には、交代予定者を含め5名まで参加できる。
- 4-10 登録選手は、年間同一背番号で参加することが望ましい。

5. (組合せ・日程)

- 5-1 組合せ・日程は運営委員会で立案し、各部リーグ実施委員会で決定する。
- 5-2 1回総当たりとする。
- 5-3 リーグ戦は、原則として毎年12月第一日曜日までに実施する。
- 5-4 リーグ戦は、通常10チームで実施する。

6. (審判)

- 6-1 審判については日本サッカー協会及び、大分県サッカー協会公認の審判資格を有する審判員を帯同し、行う。加盟チームは3級以上の帯同審判員を3名以上登録すること。但し、新規加盟チームは1年間の猶予期間を置く。猶予期間後に、審判登録されていないチームは自動的に降格とする。
- 6-2 審判は、主審と副審2名・サブ(第4)審判の4名とし、第4審判は本部席前に待機すること。
- 6-3 審判3名(主審・副審)は、必ず審判服一式を着用すること。

- 6-4 審判は、本部席に審判証を提示し審判を行い、試合終了後に得点、警告者の確認をし、サインを行うこと。
- 6-5 審判は、主審3級以上・副審3・4級の有資格者で行うこと。
 - ・1部の副審2名は3級以上の審判員で行うこと。
 - ・2部の副審1名は必ず3級以上と1名は4級以上の審判員で行うこと。
 - ・3部の副審は4級以上の審判員で行うこと。
- 6-6 本リーグまたは社会人連盟が、大分県サッカー協会審判員と開催する審判講習会には必ず全員が参加すること。

7. (試合)

- 7-1 原則として、105m×68mのピッチにコーナーフラッグを設置する。
- 7-2 競技時間は1部90分、2部、3部70分とし、延長戦、PK方式による勝者決定は行わない。
- 7-3 交代は、事前に提出された交代要員の中から5名まで認められる。(大分県サッカーリーグの特別ルールとして交代要員の人数制限は設けない。)
- 7-4 順位は、勝点方式(勝ち3点 引き分け1点 負け0点)で決定する。但し、同勝点の場合は、以下の順で決定する。
 - 1)得失点差 2)総得点 3)該当チームの対戦成績 4)再試合
- 7-5 本リーグ於いて、正当な理由無き場合は試合放棄を認めない。正当な理由がある場合、もしくはパート幹事及び、リーグ事務局が認めた場合は(5-0)で相手チームの不戦勝、放棄したチームの不戦敗とする。
- 7-6 原則として、会場都合以外は試合日程の変更を認めない。試合日程変更の際は、パート幹事が変更試合を設定し、リーグ事務局に事前に報告し承認をえること。
- 7-7 試合球は、対戦チームの持寄りとする。(モルテン ヴァンタッジオ 5号球)

8. (優勝チームの義務・権利)

- 8-1 1部リーグの優勝チームは、九州各県リーグ決勝大会への出場義務を負う。2部リーグのパート優勝チームは1部リーグへの昇格の権利を有する。3部リーグのパート優勝チームは2部リーグへの昇格の権利を有する。
- 8-2 1部リーグの優勝チームは、決勝大会出場を放棄できない。2部リーグのパート優勝チームは1部リーグへの参加権利を放棄できない。3部リーグのパート優勝チームは2部リーグへの参加権利を放棄できない。
- 8-3 正当な理由なくして放棄した場合は、当該チームを本リーグより除名し、登録選手全員に対し次年度の本リーグの参加は認めない。

9. (昇格・降格・順位決定戦)

- 9-1 1部リーグ・2部リーグ・3部リーグの入替戦はない。
- 9-2 2部リーグ各パート1位チームは、次年度1部リーグ自動昇格とする。
- 9-3 3部リーグ各パート1位チームは、順位決定戦を行い4チームが2部リーグ自動昇格とする。
- 9-4 昇格は、(運営細則 6-1)(処分細則 2-4)にて運営委員会が昇格チームの承認を行い(規定・規約の確認及び今年度試合状況など)承認後、通知する。昇格が承認されなかった場合は該当パートからの昇格はないものとする。
- 9-5 1部リーグ下位2チームは、2部リーグへ自動降格とする。
- 9-6 2部リーグ各パートの下位2チーム計4チームは、3部リーグへ自動降格とする。
- 9-7 降格は、1部、2部については(運営細則 5-4)から、(運営細則 9-4)により、昇格チーム数より降格チーム数が多い場合は、降格チーム数を上記チーム数から減らし、(運営細則 5-4)を維持する。また2部については必要に応じて順位決定戦を行い、残留チームを決定する。
- 9-8 翌年度本リーグを辞退するチームが現れた場合、チーム数に変則的になる。その場合翌々年度昇格にてチーム数を(運営細則 5-4)を満たす場合においても、(運営細則 9-2)、(運営細則 9-3)、(運営細則 9-4)に従う。
- 9-9 kyu リーグへ(から)の昇(降)格があった場合はこの限りではない。その場合、昇格・降格のチーム数が増減する。
 - ・1部については kyu リーグからの降格があった場合は、降格チーム数によって下位チームから順に降格対象とする。
 - ・2部については1部からの降格チーム数によって2部の昇格チーム数変動する。その際は順位決定戦を行い、昇格チームを決定する。
 - ・kyu リーグからの降格に伴い1部リーグが10チームを超える場合、2部からの昇格枠「1チーム」を確保する、その際必要に応じて・順位決定戦・入替戦を行う。

10. (リーグ運営)

- 10-1 各部リーグあるいは各パートから代表者を選出し、リーグ運営委員(幹事)は以下の業務を行う。
- 10-2 運営委員は自パートの日程表を作成し、5月に開催される運営委員会において日程表を事務局へ提出する。日程表はプログラム作成資料となるため対戦、日時、場所、会場担当、審判担当を明確に記入すること。
- 10-3 運営委員は自パートのリーグ運営責任者として円滑な運営を図る。運営委員は各節の試合結果およびメンバー表・交替票を年度終了まで保管すること。(県協会から選手の公式戦出場経歴について、確認する場合あり。)
- 10-4 運営委員は全節終了後、成績表(順位表)を作成し、12月に開催される運営委員会に

において事務局へ提出する。

- 10-5 会場担当は日程表に従い、担当する試合会場の一切を統括し、会場担当チームの関係者および選手は当日の運営に協力する。
- 10-6 会場担当者は以下の業務を行う。
- 1) 会場設営・試合の運営・準備の指示・尚、コート横に本部席(受付)を設営し、必ず1名以上本部席に待機し、全試合の管理をすること。
 - 2) メンバー表、交代票、選手証、登録番号のチェック
 - 3) 緊急時の連絡・指示
 - 4) 対戦結果・得点者名・警告者名・退場者名・審判番号氏名・有資格級を明確に試合結果報告書に記入し、下記指定連絡先注)および運営委員に送付する。
 - 5) 警告者・退場者が出た場合は、審判に審判報告書を求めて、下記指定連絡先注)および運営委員に送付する。
- 注)1 事務局へは新聞社の都合上、当日の18:00までにeメール送信すること。
1部リーグは 篠田公成(運営委員)へ、
2部リーグは 岩竹徹(運営委員)へ、
3部リーグは 高木哲也(運営委員)へeメール送信のこと。
- 注)2 運営委員(幹事)は試合結果表、メンバー表、交替票を一年間保管すること。
- 10-7 各会場第1試合のチームが会場設営(ライン引き、コーナースタック立て、ネット張り、その他)の補助を行う。
- 10-8 リーグ戦には、各チームとも選手証を携帯すること。(必ず本人の写真を貼ること)
- 10-9 メンバー表は、試合開始30分前までに提出する。会場担当2枚、対戦チーム1枚、自チーム控え1枚とする。
- 10-10 各会場最終試合のチームは、会場担当の指示で、グラウンド整備、後片付け等の作業を行うこと。
- 10-11 試合中及び試合前後において、悪質な行為等が生じた場合は、会場担当に文書による報告を求める場合があるので速やかに対応すること。

11. (表彰)

- 11-1 1部リーグの上位チーム、2部・3部リーグの優勝チームを表彰する。
- 11-2 個人表彰は、得点王とする。その他は、運営委員会で協議のうえ表彰する。
- 11-3 表彰は、リーグ総会の席で行う。但し、優勝杯は可能な限り決定の試合直後に授与する。

12. (罰則及び処罰)

- 12-1 運営委員が調査して、試合不成立が不可抗力と認めた試合は、再試合を行う。不成立

が故意と認められた場合は、該当チームを本リーグより除名する。

- 12-2 本リーグ規程及び本実施細則に違反した行為を生じた場合は、別に定める処分規定に基づき規律委員会の指示に従わなければならない。場合によっては、罰金の徴収、除名処分もありうる。
- 12-4 警告累積が、3回となった選手は次の1試合への出場を自動的に停止する。
- 12-5 同年度内で12-4の出場停止が2回となった選手は、2試合の出場停止とする。
- 12-6 年度最終試合で退場・警告累積で次試合が参加停止となる選手が発生した場合は、年度を越えてその処分を執行する。但し、その処分のみを越年執行し、累積は持ち越さない。

13. (災害時の処置)

- 13-1 事前に災害の発生(台風等)を予測できる場合は、運営委員会の判断で、所属チームの実施委員に連絡する。不明の場合は、試合ができる準備をして会場に集合し話し合いで決定する。
- 13-2 緊急な災害が発生した場合は、速やかに運営委員に連絡をとり指示を得ること。
- 13-3 13-1や13-2の事情により、運営委員が不可抗力と判断した場合は、12-1を適用し、再試合を行うこととする。
- 13-4 試合開始直前にスコール等の大雨が降り、試合開始が困難な場合は、会場担当が判断し、開始時刻を遅らせる。

14. (申請等)

- 14-1 本リーグを円滑に運営するため、所定の書類様式を設ける。各チームは、書式に従い必要な手続きを行うこと。尚、書類の規定サイズ以外では受け付けない。
 - 1) 様式-1: リーグ加盟申込書 (インターネット登録)
 - 2) 様式-2: 選手追加登録 (日本協会Web登録申請)
 - 3) 様式-3: 脱会申請書
 - 4) 様式-4: 試合結果報告書
 - 5) 様式-5: 審判報告書
- 14-2 日本サッカー協会選手登録申請は大分県サッカー協会へ提出する。
 - 1) 日本サッカー協会登録申請に関する書式1号~13号

15. (附 則)

- 15-1 本細則の他に下記を定める。
 - 1) 処分細則
 - 2) 会計は、大分県サッカー協会に準じる。
- 15-2 本細則は、平成21年4月1日より暫定施行する。